

独立行政法人大学入試センターにおける契約に係る取引停止等措置要領

平成26年12月22日
理事長 裁定

改正 令和2年2月6日理事長裁定

改正 令和7年6月30日理事長裁定

(目的)

第1条 この要領は、独立行政法人大学入試センター（以下「本センター」という。）における物品の購入及び製造、役務、建設工事（測量業務並びに建設工事に関する設計及び調査の委託業務を含む。）、その他の契約（以下「購入等契約」という。）に関し、取引停止その他の措置を講ずる必要が生じた場合の取扱いについて必要な事項を定め、契約事務を適正に行うことを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において「取引停止」とは、一般競争契約における競争参加の停止、指名競争契約における指名停止及び随意契約における業者選定の停止をいう。

(取引停止の措置)

第3条 契約担当役は、一般競争参加資格を有する者及びその他の取引業者（以下「業者」という。）が別表各号に掲げる措置要件のいずれかに該当する場合は、情状に応じて別表各号に定めるところにより期間を定め、購入等契約に係る業者の取引停止を行うものとする。

2 契約担当役は、他の公共機関等から取引停止等の措置を受けた業者が別表に掲げる措置要件のいずれかに該当する場合は、情状に応じて別表各号に定めるところにより期間を定め、購入等契約に係る業者の取引停止を行うことができる。

(下請負人に関する取引停止)

第4条 取引停止を行う場合において、当該取引停止について責を負うべき下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人に対して、当該取引停止をされる業者の取引停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、取引停止を併せ行う。

(共同事業体に関する取引停止)

第5条 共同事業体に対して取引停止を行うときは、当該共同事業体の構成員（明らかに当該取引停止について責を負わないと認められるものを除く。）に対して、当該共同事業体の取引停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、取引停止を併せ行う。

2 取引停止に係る業者を構成員に含む共同事業体に対して、当該取引停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、取引停止を行う。

(取引停止に係る特例)

第6条 業者が一の事案により別表各号の措置要件の二以上に該当した場合は、当該措置要件に規定する取引停止期間の最も長いものをもってそれぞれの取引停止期間とする。

2 業者が取引停止の期間中又は当該期間の終了後3か年を経過するまでの間に、別表各号の措置要件に該当することとなった場合における取引停止の期間は、当該各号に定める期間の2倍とする。

3 前項のうち、取引停止の期間中に措置要件に該当することとなった場合の取引停止の始期は、当初の取引停止期間終了日の翌日とする。

4 契約担当役は、取引停止の期間中の業者が当該事案について責を負わないことが明らかとなった場合は、当該業者について取引停止を解除するものとする。

5 契約担当役は、取引停止の期間中の業者であっても、当該業者からでなければ給付を受けることが出来ない等の特別な事情があると認められる場合は、当該購入等契約に限り取引の相手方とすることができるものとする。

(指名等の取消し)

第7条 契約担当役は、取引停止された業者について、現に、競争入札の指名を行い、又は見積書の提出を依頼している場合は、当該指名等を取消すものとする。

2 契約担当役は、すでに入札書又は見積書(以下「入札書等」という。)が提出され開札等に至っていない場合は、入札書等の受理を取消すものとする。

(取引停止等の通知)

第8条 契約担当役は、第3条の規定による取引停止、第6条第4項の規定による取引停止の解除及び第7条の規定による指名等の取り消しを行ったときは、当該業者に対し、当該措置内容及びその理由その他必要事項を遅滞なく通知するものとする。ただし、通知する必要がないと認める相当な理由があるときは、通知を省略することができるものとする。

(文部科学省へ取引停止措置等の通知)

第9条 契約担当役は、建設工事(測量業務並びに建設工事に関する設計及び調査の委託業務を含む。)を除く購入等契約に関し、第3条の規定による取引停止、第6条第4項の規定による取引停止の解除を行ったときは、文部科学省へ事実関係の概要、措置の相手方、措置の内容等を通知するものとする。

(取引停止措置等の公表)

第10条 契約担当役は、第3条の規定による取引停止、第6条第4項の規定による取引停止の解除を行ったときは、本センターホームページ上で公表するものとする。

(取引停止期間中の下請)

第11条 契約担当役は、取引停止の期間中の業者が、本センターが行う契約の全部又は一部を下請けすることを認めないものとする。ただし、当該業者が取引停止の期間の開始前に下請けしている場合は、この限りではない。

(警告又は注意の喚起)

第12条 契約担当役は、取引停止を行わない場合において必要があると認めるときは、当該業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができるものとする。

附 則

この要領は、平成26年12月22日から施行する。

附 則 (令和2年2月6日)

この要領は、令和2年2月6日から施行する。

附 則 (令和7年6月30日)

この要領は、令和7年7月1日から施行し、令和7年6月1日から適用する。

別 表

取引停止の措置基準

措 置 要 件	取引停止期間
<p>(虚偽記載)</p> <p>1. 本センターにおける一般競争契約、指名競争契約又は随意契約において、入札前又は契約前の調査資料に虚偽の記載をし、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>認定をした日から 1 か月以上 6 か月以内</p>
<p>(過失による粗雑な契約履行)</p> <p>2. 本センターにおける契約の履行に当たり、過失により履行を粗雑にしたと認められるとき。(瑕疵が軽微であると認められるときを除く。)</p>	<p>認定をした日から 1 か月以上 6 か月以内</p>
<p>(公衆損害事故)</p> <p>3. 本センターにおける契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害(軽微なものを除く。)を与えたと認められるとき。</p>	<p>認定をした日から 1 か月以上 6 か月以内</p>
<p>(履行関係者事故)</p> <p>4. 本センターにおける契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、履行関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせたと認められるとき。</p>	<p>認定をした日から 2 週間以上 4 か月以内</p>
<p>(贈賄)</p> <p>5. 次の(1)、(2)又は(3)に掲げる者が本センターの役員又は職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 業者である個人又は業者である法人の代表権を有する役員(代表権を有すると認めるべき肩書きを付した役員を含む。以下「代表役員等」という。)</p> <p>(2) 業者の役員(執行役員を含む。)又はその支店若しくは営業所(常時購入等契約を締結する事務所をいう。)を代表する者で、(1)に掲げる者以外の者(以下「一般役員等」という。)</p> <p>(3) 業者の使用人で(2)に掲げる者以外の者(以下「使用人」という。)</p> <p>6. 次の(1)、(2)又は(3)に掲げる者が他の公共機関等の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 代表役員等</p> <p>(2) 一般役員等</p> <p>(3) 使用人</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>4 か月以上 12 か月以内</p> <p>3 か月以上 9 か月以内</p> <p>2 か月以上 6 か月以内</p> <p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>3 か月以上 12 か月以内</p> <p>1 か月以上 9 か月以内</p> <p>1 か月以上 6 か月以内</p>

<p>(談合又は競売入札妨害)</p> <p>7. 業者である個人、業者の役員又はその使用人が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の3に規定する談合又は競売入札妨害の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>1か月以上12か月以内</p>
<p>(独占禁止法違反)</p> <p>8. 次の(1)又は(2)に掲げる契約に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1号に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(1) 本センターにおける契約</p> <p>(2) 他の公共機関等における契約</p>	<p>認定をした日から</p> <p>2か月以上12か月以内</p> <p>1か月以上9か月以内</p>
<p>(契約違反)</p> <p>9. 本センターにおける契約に当たり、契約に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>認定をした日から</p> <p>2週間以上4か月以内</p>
<p>(落札決定後の契約辞退)</p> <p>10. 落札したものの契約を締結しなかったとき。</p>	<p>認定をした日から</p> <p>2週間以上4か月以内</p>
<p>(建設業法違反行為)</p> <p>11. 本センターにおける契約の履行に当たり、業者が建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>認定をした日から</p> <p>2か月以上9か月以内</p>
<p>(不正又は不誠実な行為)</p> <p>12. 本センター発注契約に関し、架空請求を行ったと認められるとき。</p> <p>13. 本センター発注契約に関し、納品等の事実を偽ったと認められるとき。</p> <p>14. 前各号に掲げる場合のほか、業務（個人の私生活上の行為以外の業者の業務全般）に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>認定をした日から</p> <p>3か月以上18か月以内</p> <p>3か月以上18か月以内</p> <p>1か月以上9か月以内</p>
<p>(その他)</p> <p>15. 前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が拘禁刑以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は拘禁刑以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>16. 前各号に掲げる場合のほか、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>認定をした日から</p> <p>1か月以上9か月以内</p> <p>前各号に準じて契約担当役が定める期間</p>